

交通遺児奨学金給付規則

社会福祉法人 山陽新聞社会事業団

(目 的)

第1条 経済的な理由により向学心に富みながら、修学困難な交通遺児に対し、下津井電鉄株式会社の社長であった故永山一己氏の遺志により設立した「永山一己基金」並びに山陽新聞社会事業団交通遺児援助金をもって奨学金を給付し、学業の達成を援助、有用な人材の育成を目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 奨学生は、高等学校（全日制、定時制）、中等教育学校（後期課程）に在学し、人物、学術、健康のいずれの面でも成業の見込みのある交通遺児及びこれに準ずるもの（交通遺児に準ずるものとは保護者が交通事故による著しい後遺障害のため働けなくなった場合をいう）。

(奨学金の額と支給期間等)

第3条 奨学金は月額 10,000 円とし、支給期間は奨学生採用が決定した学期の最初の月から、その生徒の最低の修業年限期間とする。他奨学金との併給は原則しないものとする。

(奨学金の返済義務)

第4条 奨学金は返済を要しない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の全部または一部を返還させることができる。

1. 奨学金を目的以外に使用したとき。
2. いつわりの申請、その他不正の手段により支給を受けたとき。

(奨学生の定員)

第5条 奨学生の定員は、各学年 2 名程度とする。

(募 集)

第6条 奨学生の募集は 4 月 10 日から 4 月 30 日までの間とする。

ただし、奨学生に欠員が生じたときは、随時補充募集することができる。

(申し込み手続き)

第7条 奨学生になることを希望する者は、次の書類を添えて在学する高等学校を經由して、山陽新聞社会事業団に提出するものとする。

1. 願書。
2. 第2条に該当することを証する民生委員の証明書及び自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書。
3. 住民票謄本(家族全員が記載されているもの)。
4. 在学する高等学校長の推薦書。

(奨学生の選考)

第8条 奨学生の選考は山陽新聞社会事業団の役員と学識経験者で構成する交通遺児奨学生選考委員会で行い、山陽新聞社会事業団理事長が決定する。選考の結果は、学校長を通じ申し込み者に連絡する。奨学生に採用された者は、保護者と連署の誓約書を選考委員会へ提出しなければならない。

(奨学金の支給方法)

第9条 奨学金は、各学期分をまとめて、学校長を経由して本人に支給する。

(学校長の報告義務)

第10条 学校長は、毎学年度末に奨学生の就学状況を選考委員会に提出するものとする。

また、奨学生の一人身上に変化が生じたときも、そのつど報告するものとする。

(奨学生の報告義務)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは保護者または本人が、その旨を学校長を経由して選考委員会へ報告しなければならない。

1. 死亡または退学したとき。
2. 長期間欠席または休学もしくは復学したとき。
3. 奨学生または保護者の氏名、住所などの変更、その他奨学生願書記載事項と異なる変化があったとき。

(奨学生の資格喪失)

第12条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金受給資格が喪失し以後の支給を停止する。

1. 死亡または退学したとき。
2. 正当な理由なく、休学または転校したとき。
3. 傷い、疾病、学業成績、素行不良などで修業の見込みが著しく困難になったとき。
4. 第2条に該当しない事由が生じたとき。
5. 本人または学校長から辞退の申し入れがあったとき。

(解釈・適用)

第13条 この規則に定めない事項またはこの制度の運用について疑義、改廃の必要が生じたときは、選考委員会の議を経て山陽新聞社会事業団理事長が決定する。

(事務局)

第14条 この制度の事務は山陽新聞社会事業団が行う。

(付 則)

第15条 この規則は昭和48年4月1日制定、実施する。

改正 平成元年4月1日(第3条、第5条)

同 平成16年4月1日(第1条)

同 平成26年4月1日(第3条)

同 平成29年4月1日(第1条)

同 平成30年4月1日(第3条)

同 令和3年7月6日(第8条)

同 令和8年4月1日(第2条)

<お問い合わせは>

〒700-8634 岡山市北区柳町2丁目1番1号
社会福祉法人 山陽新聞社会事業団
電話：岡山 (086) 803-8071